

令和3年4月9日

滋賀県小学生バレーボール連盟
常任理事・理事・チーム代表者 各位

滋賀県小学生バレーボール連盟
会 長 藤本 恵子
理事長 野村 哲也

新型コロナウイルス感染対策の中での活動について（再通知）

平素は、当連盟の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

2月末日をもって近隣府県に出されていた「緊急事態宣言」が解除されたものの、3月中旬以降、近隣府県では急激な感染者増加といった状況となり、4月1日には大阪府、兵庫県に、8日には京都府に「まん延防止等重点措置」が発出されることとなりました。

滋賀県内でも感染者の増加傾向に転じたことから、まん延防止措置等重点措置対象地域への不要不急の往来は控えるようメッセージが出されています。

滋賀県小学生バレーボール連盟としては引き続き県内外の感染状況に留意しつつ、下記のとおり慎重な活動を継続していただくようお願いします。

記

- 日常の活動については、各地域の感染状況を慎重に留意しながら、無理の無い範囲で実施すること。特に複数チームが集まる練習試合等については、地域の感染状況および市町の施設使用や活動制限等の規定に従いながら各団の慎重な判断の下で行うこと。
- 近畿圏内に「まん延防止等重点措置」が発出されている期間中は、府県をまたぐ練習試合・交友大会を中止すること。
- 春季大会等の実施計画においては、滋賀県バレーボール協会の競技会開催のガイドライン等に照らして、計画段階で十分な対策を講じること。
- 県内における招待試合等の実施および参加については、主催者および参加団の判断によるものとするが、現在示されている大会実施にかかるガイドラインに沿ったものである点に留意すること。
- コロナ禍の中での活動が長期化していることもあり、トラブルが起きやすい状況にあると考えられる。平時以上に「プレーヤーズ・ファースト」で団員・保護者とのコミュニケーション十分にとりながら、体罰・暴言等のない活動をする事。

※なお、感染防止のため選手が在籍する学校が休校や学級・学年閉鎖になった場合は、対象児童の活動をさせないことを厳守する。

以 上